

浜松市 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 申請のご案内

受給には手続きが必要です

給付金を受給できるのは**1世帯につき1回**です。

この案内は、令和4年度の住民税課税状況に基づき送付しています。下記を確認のうえ、ご自分の世帯が支給要件等に当てはまる場合は、同封の申請書に必要事項を記入の上、必要書類とあわせて提出期限までに送付してください。

手続きをする前に必ず確認してください。

これまでに、浜松市またはその他市区町村で「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」(令和3年度住民税非課税世帯分または家計急変世帯分)を受給した世帯は、再度、給付金を受給することはできません。

また、世帯の中に、給付金を受給した世帯の世帯主であった者がいる場合も受給できません。

支給要件

支給対象となる世帯 ①から④までの**全て**に当てはまる世帯

- ①基準日(令和4年6月1日)において、浜松市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度「住民税均等割」が非課税である世帯
- ②令和3年12月10日に日本国内のいずれかの市区町村で住民登録がある世帯(住民登録はないが、日本国内で生活しているものを含む)[※]
※令和3年12月10日時点で日本国内におらず、令和3年12月11日以降に海外から入国した世帯などは支給対象となりません。
- ③令和4年度住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯でないこと
- ④既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した世帯でないこと
※給付金を受給した世帯の世帯主であった者がいる世帯や、令和3年度住民税非課税世帯分の支給対象となっている世帯は支給対象となりません。

支給対象

支給要件に当てはまる世帯の世帯主

支給額

1世帯あたり **10万円**

手続き方法 手続きをする前に、支給要件等を確認してください。

ご自分の世帯が「支給対象となる世帯」である場合には、申請書に必要事項を記入して、必要な書類を添付の上、同封の返信用封筒にて郵送してください。

申請書の受付は**郵送のみ**です。区役所等の窓口では申請書の受付は行っておりません。

提出期限 令和4年9月30日(金) ^{※当日消印有効}

手続きの流れ

- 1** 郵送で申請書を返送
- 2** 返送していただいた内容について審査します
- 3** 審査した内容に基づき給付
不備がある場合は、郵送等にて不備の連絡を行い、不備内容の修正が確認できた後に給付

書類の不備等があると給付ができない場合がございます。

申請書の書き方、必要な書類などご不明点等がございましたら、浜松市新型コロナコールセンターまでお問合せください。

支給時期

浜松市が申請書を受理した日から**1か月**が目安です。

※提出書類の不備等があった場合は支給が遅れることがあります。

注意事項

- 給付金は1世帯につき1回の給付となります。
- 申請書の不備により支払が完了せず、かつ不備の修正がされない場合は、給付金は受給できません。
- 給付金の支給を受ける権利は、譲渡または担保とすることはできません。
- 給付金を受給された世帯の方が修正申告により令和4年度住民税均等割が課税になるなど、支給要件を満たさなくなった場合は給付金を返還していただきます。
- 世帯の中に租税条約による住民税の免除を届け出ている者がいる場合は、給付金は受給できません。
- 申請書に記載した内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

お問い合わせ

お問い合わせの際は、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」の **A面** の下部にある「申請書番号」をお伝えください。

浜松市 新型コロナコールセンター



0120-368-567

「音声案内」が流れたら「4」を押してください。

受付
時間

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除きます。

When contacting us, please provide the "Confirmation Number" found at the bottom of SIDE A on your Special Benefits for Residence Tax-Exempt Households - Notification of Intent.

Enquiries:
Hamamatsu City COVID-19 Call Center

Tel: 0120-368-567

*The answer machine will be in Japanese only

*When the answer machine starts playing, press 4.

*Opening Times: 8:30-17:15

Excluding weekends and holidays

咨询时, 请告知「针对住民税非課税世帯等臨時特別給付金確認書」(A面) 下面的「確認書番号」。

咨询处:

浜松新型コロナウイルス咨询中心

0120-368-567

※语音为日 ※听到语音请按「4」

服务时间: 上午8点30分～下午5点15分

※周六・日、国定节假日除外

Após a telemensagem, selecionar o número [4], informar o "Número de confirmação" localizado na parte inferior do "Formulário de confirmação para Auxílio Extraordinário para Família isenta de Imposto Residencial" (Folha A).

Informação:

Hamamatsu - Call Center Novo Coronavírus

☎ 0120-368-567

※ Telemensagens somente no idioma japonês

※ Após a mensagem digital [4]

Horário de atendimento: das 8h30min às 17h15min (exceto sábados, domingos e feriados)

サギ(詐欺)に注意!!

「手伝う」とかたって、皆様の大事な財産を奪おうとする者がいます。給付金に関連して、国、県、市などが以下のようなことをすることは **絶対に**ありません。

- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込を求めること

不審なメールは、URLをクリックしたり、添付ファイルを開かないでください。

「怪しいな?」と思ったら
ご相談ください

▶お近くの警察署

▶消費者ホットライン「188」(局番なしの3桁)

▶警察相談専用電話「#9110」